令和５(2023)年度社会福祉業務一般指導監査資料・調書【施設監査】

（障がい者支援施設入所者処遇）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 法人名 |  |  |
| 事業種別 | 　障がい者支援施設　生活介護，自立訓練(機能訓練)，自立訓練(生活訓練)　　　　　　　　　　 |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 | 　〒 |
| 電話番号 | 　　　　　－　　　　　－ |
| FAX番号 | 　　　　　－　　　　　－ |
| 指導監査年月日 | 年　　　月　　　日 （　　） |
| 調書作成者または担当者 |  |
| ※指導監査担当者 |  |
|  |  |  |  |

　　 １　事業種別欄は該当する種別に○をつけてください。

 　２　※欄は記入しないでください。

「 摘　要 」欄の法令等略語

　最低基準（施設） ・・・・・・・・・・・・・・・・宇都宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

25年宇都宮市条例第12号）

法　　・・・・・・・・・・・・･ ・・・・・・・・・・　社会福祉法（昭和26年法律第45号）

 **記 入 要 領**

 １ 確認事項を読み，**「左の結果」欄の該当する回答を○で囲んでください**。併せて，**確認事項の各記入欄**にも記入して

ください。

 なお，該当のない事項については何も記入しないでください。“否”を○で囲んだり，“該当なし”などの記入

も不要です。

　　　２　資料・調書の作成単位は，事業所毎となっています。

|  |
| --- |
| 第１　人員に関する基準 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １　施設長２　生活介護を行う場合(1) 医師(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ）,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 | 【従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。】専ら職務に従事する者であるか。（ただし,障害者支援施設の管理上支障がない場合は,当該障害者支援施設の他の職務に従事し,又は当該障害者支援施設以外の事業所,施設等の職務に従事することができる。） ※施設長の資格要件（次のいずれかに該当する者） 　　・社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者 　　・社会福祉事業に２年以上従事した者 　　・これらと同等以上の能力を有すると認められる者　〈職員の配置状況（記入日の属する月の初日現在）＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 施設長 | 医師 | 看護職員 | 理学療法士又は作業療法士 | 生活支援員 | サービス管理責任者 | その他 | 合計 |
| 配置基準 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 内　訳 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現　　員 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | うち常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |

利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。ア 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数生活介護の単位（※）ごとに,常勤換算方法で(ア)から(ウ)までに掲げる数になっているか。 　　(ア)　平均障害支援区分が４未満 　利用者の数を６で除した数以上 　　(イ)　平均障害支援区分が４以上５未満　 利用者の数を５で除した数以上 　　(ウ)　平均障害支援区分が５以上 　利用者の数を３で除した数以上※　単位は,その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。イ　看護職員の数生活介護の単位ごとに１以上配置しているか | 適適適適 | 否否否否 | 最低基準（施設） 第11条第4項最低基準（施設） 　第5条最低基準（施設） 　第11条第1項第2号最低基準（施設）第11条第1項第2号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｱ(ｲ)最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｱ(ｲ) | ・運営規程・勤務表・常勤，非常勤職員の員数がわかる書類・利用者数がわかる書類・養成機関終了証等・職員履歴書・雇用契約書・辞令簿・職員名簿・就業規則・採用通知 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (3) サービス管理責任者３　自立訓練（機能訓練）を行う場合(1) 看護職員,理学療法士又は作業療法士,生活支援員及びサービス管理責任者 | ウ　理学療法士又は作業療法士の数利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数となっているか。エ 生活支援員の数生活介護の単位ごとに，１以上配置しているか。オ 生活支援員のうち，１人以上は，常勤であるか。カ 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として配置しているか。ア 以下(ア)又は(イ)に掲げる数になっているか。 　　(ア)　利用者の数が６０以下 　１以上 　　(イ)　利用者の数が６１以上 　１に,利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上イ サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤であるか。〈職員の配置状況（記入日の属する月の初日現在）＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 施設長 | 看護職員 | 理学療法士又は作業療法士 | 生活支援員 | サービス管理責任者 | その他 | 合計 |
| 配置基準 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 内　訳 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 現　　員 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | うち常勤 |  |  |  |  |  |  |  |

ア　看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。 | 適適適適適適適 | 否否否否否否否 | 最低基準（施設）第11条第1項第2号ｱ(ｲ)最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｱ(ｲ)最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｴ最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｳ最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｱ(ｳ)最低基準（施設） 第11条第1項第2号ｵ最低基準（施設） 　第11条第1項第3号最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｱ(ｱ) | ・運営規程・勤務表・常勤，非常勤職員の員数がわかる書類・利用者数がわかる書類・養成機関終了証等・職員履歴書・雇用契約書・辞令簿・職員名簿・就業規則・採用通知 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
|  | イ　看護職員の数は,１以上配置しているか。ウ　理学療法士又は作業療法士の数は,１以上配置しているかエ　理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として配置しているか。オ　生活支援員の数は，１以上配置しているか。カ　サービス管理責任者は，以下(ア)又は(イ)に掲げる数になっているか。 　　(ア)　利用者の数が６０以下 　１以上 　　(イ)　利用者の数が６１以上 　１に,利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上キ　障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練（機能訓練）を提供する場合アからカに加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上配置しているか。ク　看護職員のうち，１人以上は，常勤であるか。ケ　生活支援員のうち，１人以上は，常勤であるか。コ　サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤であるか | 適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｳ最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｱ(ｲ)最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｲ最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｴ最低基準（施設）第11条第1項第3号ｵ最低基準（施設） 　第11条第1項第3号ｶ | ・運営規程・勤務表・常勤，非常勤職員の員数がわかる書類養成・利用者数がわかる書類・養成機関終了証等・職員履歴書・雇用契約書・辞令簿・職員名簿・就業規則・採用通知 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ４　自立訓練（生活訓練）を行う場合(1)　生活支援員 （生活支援員及び看 　護職員(2)　サービス管理責任者 | 〈職員の配置状況（記入日の属する月の初日現在）＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 施設長 | 生活支援員 | 看護職員 | 地域移行支援員 | サービス管理責任者 | その他 | 合計 |
| 配置基準 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 現　　員 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | うち常勤 |  |  |  |  |  |  |  |

ア　常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。イ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合ウ　障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を行う場合ア及びイに加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上配置しているか。エ　ア又はイの生活支援員のうち，１人以上は，常勤であるかア　以下(ア)又は(イ)に掲げる数となっているか。 　(ア)　利用者の数が６０以下　１以上 　(イ)　利用者の数が６１以上　１に，利用者の数が６０を超えて４０ 　　　　　　　　　　　　　　　又はその端数を増すごとに１を加えて 　　　　　　　　　　　　　　　得た数以上イ　サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤であるか。 | 適適適適適適 | 否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第11条第1項第4号最低基準（施設） 　第11条第1項第4号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 　第11条第1項第4号ｲ最低基準（施設） 　第11条第1項第4号ｳ最低基準（施設） 　第11条第1項第4号ｴ最低基準（施設） 第11条第1項第4号ｱ(ｲ)最低基準（施設） 　第11条第1項第4号ｵ | ・運営規程・勤務表・常勤，非常勤職員の員数がわかる書類・利用者数がわかる書類・養成機関終了証等・職員履歴書・雇用契約書・辞令簿・職員名簿・就業規則・採用通知 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ５　施設入所支援を行う場合[1] 生活支援員[2] サービス管理責任者６　その他　【共通事項】 | 〈職員の配置状況（記入日の属する月の初日現在）＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 施設長 | 生活支援員 | サービス管理責任者 | その他 | 合計 |
| 配置基準 |  |  |  |  |  |
| 現　　員 |  |  |  |  |  |
|  | うち常勤 |  |  |  |  |  |

ア　以下(ア)又は(イ)に掲げる数となっているか。 　(ア)　利用者の数が６０以下　１以上 　(イ)　利用者の数が６１以上　１に，利用者の数が６０を超えて４０ 　　　　　　　　　　　　　　　又はその端数を増すごとに１を加えて 　　　　　　　　　　　　　　　得た数以上イ　自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては，宿直勤務を行う生活支援員を１以上としているか。当該障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。ア　利用者の数・前年度の平均値としているか。・新規に指定を受けた場合は，推定数としているか。イ　従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者であるか。（ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。） | 適適適適適 | 否否否否否 | 最低基準（施設） 　第11条第1項第7号最低基準（施設） 　第11条第1項第7号ｱ(ｱ)最低基準（施設） 　第11条第1項第7号ｱ(ｲ)最低基準（施設）　第11条第2項最低基準（施設）　第11条第3項 | ・運営規程・勤務表・常勤，非常勤職員の員数がわかる書類・利用者数がわかる書類・養成機関終了証等・職員履歴書・雇用契約書・辞令簿・職員名簿・就業規則・採用通知 |
| 第２　設備に関する基準 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １　訓練・作業室２　居室 | ア　専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）イ　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。ウ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。ア　一の居室の定員は，４人以下となっているか。イ　地階に設けられていないかウ　利用者一人当たりの床面積は，収納設備を除き，9.9平方メートル以上となっているか。　（経過措置）　○平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設([法附則第35条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による改正前の身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設をいう。以下同じ。)及び知的障害者更生施設([法附則第52条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設([障害者自立支援法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下同じ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，[第10条第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定を適用する場合においては，当分の間，[同項第2号ウ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)中「9.9平方メートル」とあるのは，「6.6平方メートル」とする。○平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設であって整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて，施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，[第10条第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定を適用する場合においては，当分の間，[同項第2号ウ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)中「9.9平方メートル」とあるのは，「3.3平方メートル」とする。エ　寝台又はこれに代わる設備が備えられているか。 | 適適適適適適適 | 否否否否否否否 | 最低基準（施設）　第10条第2項第1号ア最低基準（施設）　第10条第2項第1号イ最低基準（施設）　第10条第2項第1号ウ最低基準（施設）　第10条第2項第2号ア最低基準（施設）　第10条第2項第2号イ最低基準（施設）　第10条第2項第2号ウ最低基準（施設）　附則最低基準（施設）　第10条第2項第2号ウ | 平面図運営規程備品に関する台帳 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ３　食堂４　浴室５　洗面所６　便所７　相談室８　廊下幅 | オ　一以上の出入口は，避難上有効な空地，廊下又は広間に直接面して設けられているか。カ　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備が設けられているか。キ　ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。　　（経過措置）　　　○平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設又は知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，[第10条第2項第2号キ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)のブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。イ　必要な備品を備えているか。　利用者の特性に応じたものであるか。ア　居室のある階ごとに設けられているか。イ　利用者の特性に応じたものであるか。ア　居室のある階ごとに設けられているか。イ　利用者の特性に応じたものであるか。室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。(利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)ア　1.5メートル以上となっているか。ただし，中廊下の幅は，1.8メートル以上であるか。イ　廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障がないようにしているか。 | 適適適適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）　第10条第2項第2号オ最低基準（施設）　第10条第2項第2号カ最低基準（施設）　第10条第2項第2号キ最低基準（施設）　附則最低基準（施設）　第10条第2項第3号ア最低基準（施設）　第10条第2項第3号イ最低基準（施設）　第10条第2項第4号最低基準（施設）　第10条第2項第5号ア最低基準（施設）　第10条第2項第5号イ最低基準（施設）　第10条第2項第6号ア最低基準（施設）　第10条第2項第6号イ最低基準（施設）　第10条第2項第7号最低基準（施設）　第10条第2項第8号ア最低基準（施設）　第10条第2項第8号イ | 平面図運営規程備品に関する台帳 |
| 第３　運営に関する基準 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １　利用定員（定員の遵守）２　内容及び手続きの説明及び同意(1)　利用契約の申込み時の説明(2)　利用契約の成立時の書面の交付３　サービス提供困難時の対応(1)　他のサービスの紹介等(2)　病院又は診療所の紹介等 | 利用定員　（　　　　　　）名施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害サービスの提供を行っていないか。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には，その者に対し，当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明しているか。福祉サービスを利用するための契約が成立したときは，その利用者に対し，遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を交付しているか。・　経営者の名称，主たる事務所の所在地　　　・　提供する支援の内容・　利用者が支払うべき額に関する事項　　　　・　指定施設支援の提供開始年月日・　苦情受け付けの窓口生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供することが困難である場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 | 適適適適適 | 否否否否否 | 最低基準（施設）第38条法第76条法第77条最低基準（施設） 　第14条第1項最低基準（施設） 　第14条第2項 | ・運営規程 ・説明文書・同意に関する記録・利用契約書・利用者に関する記録・紹介の記録 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ４　心身の状況等の把握５　障害福祉サービス事業者等との連携等　(1)　サービス提供に係る連携(2)　サービス終了に係る連携６　障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(1)　支払を求める事項 | 施設障害福祉サービス等の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。把握の方法施設障害福祉サービスを提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市，他の障害者支援施設，障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。利用者に対し金銭の支払いを求めているものは，当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであって，当該利用者に支払を求めることが適当なものか。支払を求めている事項 | 適適適適 | 否否否否 | 最低基準（施設） 　第15条最低基準（施設） 　第16条第1項最低基準（施設） 　第16条第2項最低基準（施設） 　第17条第1項 | ・運営規程・領収書控等 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (2)　利用者への説明等７　個別支援計画の作成　等(1)　作成業務担当者　(2)　作成に係る利用者の状況等の把握(3)　アセスメントの方法(4)　原案作成(5)　計画作成に係る会議 | (1)により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，利用者に対して説明を行い，その同意を得ているか。施設長は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。サービス管理責任者　氏名（　　　　　　　　　　　　　）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。また，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，以下の事項を記載した「施設障害福祉サービス計画の原案」を作成しているか。・　利用者及びその家族の生活に対する意向　　・　総合的な支援の方針・　生活全般の質を向上させるための課題　　　　・　施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期・　施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等この場合において，保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し，(4)の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議名 | 回数（年） | 参加職種名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

 | 適適適適適適 | 否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第17条第2項最低基準（施設） 　第19条第1項最低基準（施設） 　第19条第2項最低基準（施設） 　第19条第3項最低基準（施設） 　第19条第4項最低基準（施設）第19条第5項 | ・説明文書・検討の記録等・説明文書・会議録等 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (6)　利用者等への説明等(7)　利用者への交付(8)　個別支援計画の実施状況の把握(9)　モニタリングに係る利用者等との連絡等８　サービス管理責任者の責務９　相談等(1)　利用者等への助言・援助(2)　他事業所等との利用調整等１０　介護(1)　総則 | サービス管理責任者は，(4)の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成した際には，当該計画を利用者に交付しているか。サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行っているか。また，少なくとも６月に１回以上当該計画の見直しを行い，必要に応じて，当該計画の変更を行っているか。モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情がない限り，次に定めるところにより行っているか。 ・　定期的に利用者に面接すること。 ・　定期的にモニタリングの結果を記録すること。サービス管理責任者は，7(1)から7(9)の業務のほか，次に掲げる業務を行っているか。ア　利用申込者の利用に際し，その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 　イ　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な援助を行うこと。 　 ウ　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。利用者が当該障害者支援施設以外において生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続Ｂ型の利用を希望する場合には，他の障害福祉サービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しているか。介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。 | 適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）第19条第6項最低基準（施設）第19条第7項最低基準（施設） 　第19条第8項最低基準（施設） 　第19条第9項最低基準（施設）第20条第1項第1号最低基準（施設）第20条第1項第2号最低基準（施設）第20条第1項第3号最低基準（施設） 　第21条第1項最低基準（施設） 　第21条第2項最低基準（施設） 　第22条第1項 | ・説明文書・同意に関する記録・見直しの経過がわかる書類・面接記録等・相談，助言等の記録等 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (2)　入浴等(3)　排せつの自立(4)　おむつの交換(5)　その他支援(6)　介護に従事する職員(7)　従業者以外の者による介護１１　訓練(1)　総則(2)　必要な訓練の提供(3)　訓練に従事する職員(4)　従業者以外の者による訓練 | 施設入所支援の提供に当たっては，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしているか。入浴の方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 対象者数 | 回数（週） | 曜日 | 時間帯 |  |
| 一　般　浴(介助による入浴) | （　　　） | （　　　　） | （　　） | （　　　　　　） |
| 中　間　浴 |  |  |  |  |
| 特　　　浴 |  |  |  |  |

※（　）内は別掲※中間浴～車椅子等の入所者が車椅子のまま入浴用昇降機又はリフター（入浴用移乗機器）を用いて，一般浴槽に入浴する場合をいう。生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行っているか。　生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。　生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者に対し，離床，着替え及び整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。　　常時１人以上の従業者を介護に従事させているか。　利用者に対して，利用者の負担により，当該障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行っているか。自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者に対し，その有する能力を活用することにより，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。　常時１人以上の従業者を訓練に従事させているか。利用者に対して，利用者の負担により，当該障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第22条第2項最低基準（施設） 　第22条第3項最低基準（施設） 　第22条第4項最低基準（施設） 　第22条第5項最低基準（施設） 　第22条第6項最低基準（施設） 　第22条第7項最低基準（施設） 　第23条第1項最低基準（施設） 　第23条第2項最低基準（施設） 　第23条第3項最低基準（施設） 　第23条第4項 | ・入浴記録・排せつの記録・おむつ交換の記録・勤務表・指導，訓練に関する記録 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １２　生産活動(1)　生産活動の機会の提供(2)　過重な作業負担への配慮(3)　作業能率の工夫(4)　消火設備等１３　工賃の支払等 | 生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。　生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に，当該生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 　　　生産活動に係る収支状況（　　　年度） 　　ア　収入総額　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　円） 　　イ　支出総額（ウ＋エ）（ 　　　　　　　　　　　　　　　円） 　　ウ　必要経費　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　円） 　　エ　工賃総額　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　円） 　　　　（一人あたりの平均工賃　　　　　　　　　　　　　　円） 　　　　（生産活動従事者　　　　　　　　　　　　　　　　　人） | 適適適適適 | 否否否否否 | 最低基準（施設） 　第24条第1項最低基準（施設） 　第24条第2項最低基準（施設） 　第24条第3項最低基準（施設） 　第24条第4項最低基準（施設） 　第25条第1項 | ・作業日誌等・作業，指導に関する記録・ケース評価会議録・消防計画・作業日誌・工賃配分基準票・工賃支給台帳・収支計算書 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １４　食事(1)　食事の提供(2)　説明・同意(3)　栄養管理(4)　献立(5)　保健所等の指導 |  障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は，正当な理由がなく，食事の提供を拒んでいないか。食事の提供を行う場合には，当該食事の提供に当たり，あらかじめ利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得ているか。食費の額　朝食（　　　　　　　円） 　　１日の設定の場合昼食（　　　　　　　円） （　　　　　　円）夕食（　　　　　　　円）食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行っているか。・嗜好調査　　　（　　年　　月実施）・食事時間　朝食（　　　時　　　分～）昼食（　　　時　　　分～）夕食（　　　時　　　分～） 　　※その他確認事項・　咀嚼能力，健康状態に合わせて提供しているか。・　食事のための自助具等の活用がなされているか。・　食器類の材質，種類に配慮がなされているか。・　適温給食について，配慮しているか。・　利用者がくつろいで食事ができるよう配慮がなされているか。ア　調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。イ　安易に缶詰等の加工食品や既製品を用いず，新鮮な材料を用いて栄養の均衡がとれた食事を提供しているか。食事の提供を行う場合であって，障害者支援施設に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。・　栄養士の配置（　有　・　無　）・　保健所等の指導（　受けている　・　受けていない　） | 適適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第30条第1項最低基準（施設） 　第30条第2項最低基準（施設） 　第30条第3項最低基準（施設） 　第30条第4項最低基準（施設） 　第30条第5項 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (6)　検食(7)　保存(8)　衛生管理１５ 社会生活上の便宜の供与等(1)　行事(2)行政機関に対する手続(3)利用者と家族の交流１６　健康管理(1)　健康保持の措置(2)　健康診断 | ア　朝，昼，夕食の各食について食事前に実施しているか。イ　管理者を始め，各職種の者が交替で実施しているか。ウ　記録（検食者氏名，時刻，所見等）を整備しているか。保存食は適切に保存されているか。ア　ー２０℃以下で２週間以上保存しているか。イ　主食や汁物及び原材料等全ての給食物について一品５０g以上を保存しているか。食品を衛生的に管理しているか。ア　冷蔵庫に食品以外の物や私物を入れないようにし，清潔が保たれているか。イ　前日に調理したものを供給していないか。適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。・　入所者が積極的に参加できるよう工夫しているか。・　参加を強制していないか。　・　身体状況が考慮されているか。利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代わって行っているか。常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。施設入所支援を利用する利用者に対して，毎年２回以上定期に健康診断を行っているか。・健康診断を実施した月及び主な検査項目 　　　（　　年　　月　）（項目　　　　　　　　　　　　　　　　　） （　　年　　月　）（項目　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 適適適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否否否 | 「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号，社援基発第0707001号，障企発第0707001号，老計発第0707001号課長通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号　別添）最低基準（施設） 　第31条第1項最低基準（施設） 　第31条第2項最低基準（施設） 　第31条第3項最低基準（施設） 　第32条第1項最低基準（施設） 　第32条第2項 | ・検食当番表・検食記録・給食日誌・同意に関する書類・健康管理の記録・看護日誌等 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| １７　緊急時等の対応１８　施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い１９　施設長の責務２０　勤務体制の確保等(1)　勤務体制(2)　サービス提供の原則(3)　研修の機会の確保(4)　ハラスメント対策２１　非常災害対策(1)　設備の点検(2)　非常時の連絡体制(3)　非常災害に関する具体的な計画等 | 従業者は，現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。施設入所支援を利用する利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって，入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは，その者の希望等を勘案し，必要に応じて適切な便宜を供与するとともに，やむを得ない事情がある場合を除き，退院後再び当該障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。ア　施設長は，当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。イ　施設長は，当該障害者支援施設の職員に施設障害福祉サービスに係る規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。施設障害福祉サービスの種類ごと当該障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。消防法令に基づくスプリンクラー，屋内消火栓，非常通報装置，防災カーテン，寝具等の設備が整備され，また，これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は，確保されているか。非常災害に関する具体的計画が作成され，その内容を職員間で十分共有するとともに，関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について定期的に従業者，利用者等に周知しているか。  | 適適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）第33条最低基準（施設）第34条最低基準（施設）第36条第1項最低基準（施設）第36条第2項最低基準（施設）　第37条第1項最低基準（施設）　第37条第2項最低基準（施設）　第37条第3項最低基準（施設）　第37条第4項最低基準（施設）第7条第1項最低基準（施設）第7条第1項最低基準（施設）第7条第1項 | ・勤務表・就業規則・研修計画・研修実施の記録・非常災害に関する計画 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| (4)　避難訓練等(5)　地域住民との連携２２　衛生管理等(1)　設備等の管理(2)　感染症予防等の措置２３　協力医療機関 | 火災，地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は，消防機関に消防計画を届出の上，それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され，そのうち１回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。　・直近の避難訓練等の実施状況（　　年　　月　　日実施）　訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図っているか。イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。ウ　従業者に対して，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。また，協力歯科医療機関についてもあらかじめ定めているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 診療科目 | 病院名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

 | 適適適適適適適 | 否否否否否否否 | 最低基準（施設） 　第7条第2項最低基準（施設） 　第7条第3項最低基準（施設） 　第39条第1項最低基準（施設） 　第39条第2項第1号最低基準（施設） 　第39条第2項第2号最低基準（施設） 　第39条第2項第3号※経過措置（(2)について，R3.4.1～R6.3.31は努力義務）最低基準（施設） 　第40条第1項及び第2項 | ・消防計画・訓練の実施記録・衛生管理に関する指針，研修の記録，委員会議事録 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ２４　身体的拘束等の禁　止(1)　身体拘束等の原則(2)　身体拘束等の記録(3)　身体拘束等の適正化のための措置２５　秘密保持等(1)　秘密漏えいの禁止(2)　施設の措置２６　苦情解決(1)　苦情対応に係る措置(2)　苦情内容の記録 | 施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。・身体拘束等の有無（　有　《　　件》　　・　無　）ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図っているか。イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。ウ　従業者に対して，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。障害者支援施設の職員は，正当な理由なく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。障害者支援施設は，職員であった者が正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 職　名　等 | 氏　　名 |
| 苦情解決責任者 |  |  |
| 苦情解決担当者 |  |  |
|  |  |
| 第三者委員 |  |  |
|  |  |

苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 　・　苦情受付件数　（　　　　件）　【　　年度】 | 適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）　第41条第1項最低基準（施設）　第41条第2項最低基準（施設）　第41条第3項第1号最低基準（施設）　第41条第2項第2号最低基準（施設）　第41条第2項第3号最低基準（施設） 　第42条第1項最低基準（施設） 　第42条第2項最低基準（施設） 　第43条第1項国通知H12.6.7社援1352，老発514，児発575，障発452「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」最低基準（施設） 　第43条第2項 | ・身体拘束等に関する記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録・苦情対応マニュアル・苦情に関する記録 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ２７　地域との連携等２８　事故発生時の対応(1)　事故発生時の措置(2)　事故の記録(3)　損害賠償２９　虐待の防止３０　記憶の整備 | 運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は，支給決定者（市等），当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ※　事故，事件の例 　・無断外出　・交通事故　・行方不明　・食中毒 　・法定伝染病　・施設の災害　・死亡事故 　・傷害事件　等利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図っているか。イ　従業者に対して，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているかウ　委員会開催，研修実施を適切に実施するための担当者を置いているか。（担当者氏名：　　　　　　　　　）ア　従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。イ　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。一　施設障害福祉サービス計画二　身体拘束等の記録三　苦情の内容等の記録四　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）第44条最低基準（施設）第45条第1項最低基準（施設）第45条第2項最低基準（施設）第45条第3項最低基準（施設）第45の2条第1項第1号最低基準（施設）第45の2条第1項第2号最低基準（施設）第45の2条第1項第3号最低基準（施設）第8条第1項最低基準（施設）第8条第2項 | ・事故対応マニュアル・事故報告書 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
| ３１ 業務継続計画の策定等３２　預り金等 | ア　感染症や非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し，かつ，非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。イ　従業員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。ウ　定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。ア　利用者の預り金を，自己管理が可能な者についてまで，一律に施設で預り金として管理していないか。イ　自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。ウ　利用者預り金に係る委任状を作成し，利用者等から提出を受けているか。・　利用者本人からの委任状　　　　有　・　無・　家族，保護者からの委任状　　　有　・　無エ　利用者預り金取扱規程は整備されているか。オ　利用者預り金の現金保管は最小限にとどめているか。・　現金保管の状況（直近月の状況）（現金保管　　　　　　　有（　　　人）　　・　無　）（保管現金総額　　　　　　　　　　　　　　　　円　）（１人当たり最高額　　　　　　　　　　　　　　円　）カ　利用者預り金の個人別台帳を作成し，記録しているか。また，領収書等を整理しているか。キ　利用者預り金にかかる通帳は，個人別となっているか。（キャッシュカードの作成　　　　　　有　・　無　） | 適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否 | 最低基準（施設）第37の2条第1項最低基準（施設）第37の2条第2項最低基準（施設）第37の2条第3項※経過措置（31について，R3.4.1～R6.3.31は努力義務） | ・預り金に係る委任状・預り金規程・預か金台帳・個別現金出納帳・領収書・通帳 |
| 確認項目 | 確認事項 | 左の結果 | 根拠法令等 | 関係書類 |
|  | ク　利用者預り金の収支時における牽制体制はとられているか。(ア)　収支時における取扱い責任者の承認を得ているか。(イ)　複数職員の立ち会いのもとに金銭授受が行われているか。(ウ)　利用者への引き渡しに際し，受領印等の確認を徴しているか。(エ)　印鑑・通帳等の保管責任者及び保管場所は別々となっているか。また，保管場所の鍵の管理は適切か。(オ)　定期預金，定額預金等の証書は，普通預金通帳と別に保管されているか。ケ　利用者預り金の収支状況は，管理者により定期的（毎月）に点検されているか。コ　利用者預り金の収支状況を定期的に入所者（必要に応じて家族等）に連絡しているかサ　退所時の金品の引き渡しが適正に行われているか。(ア)　退所者の金品の把握がもれなく行われているか。(イ)　預り金返還について，ケース記録に記載しているか。シ　遺留金品の引き渡しが適正に行われているか。(ア)　遺留金品の把握がもれなく行われているか。(イ)　処理経過について，ケース記録に記入しているか。 | 適適適適適適適適適適適 | 否否否否否否否否否否否 |  | ・ケース記録・ケース記録 |